

日本国憲法施行70年を迎え、改めて立憲主義を堅持し、憲法原理を実現するための努力を重ねる決意を示す総会決議

2017年(平成29年)6月24日
茨城県弁護士会

第1 決議の趣旨

当会は、日本国憲法施行70年を迎え、改めて立憲主義を堅持することを確認し、基本原則たる国民主権、基本的人権の尊重及び恒久平和主義を実現するための努力を重ねていくものとする。

第2 決議の理由

1 日本国憲法は、1947年(昭和22年)に施行され、本年5月3日に施行70年を迎えた。

この日本国憲法は、第二次世界大戦の敗戦を受け、その反省のもとに基本原則を定めたものである。

すなわち、大日本帝国憲法(以下「明治憲法」という。)では天皇が統治権を総攬する地位にあったが、それを否定し、主権が国民に存することを宣言した。

また、明治憲法の下においては、国民の権利についても、「臣民の権利」として多くは法律の留保の下に認められたにすぎず、また、戒厳大権や非常大権により、緊急事態における権利の制限は当然のこととされていた。これに対し、日本国憲法においては、自由のもたらす恵沢を確保するため、個人的基本的人権を尊重するとともに、その基本的人権は、侵すことのできない永久の権利であるとされた。

さらに、明治憲法においては、天皇が軍を統帥し、宣戦・講和をするものとされていたところ、日本国憲法においては、再び戦争の惨禍が起こることのないよう、戦争を放棄するとともに、戦力及び交戦権を否認して、恒久平和主義をうたった。我が国は、日本国憲法施行後の70年もの間、一度として戦争の惨禍に巻き込まれておらず、これは、恒久平和主義の理念を実現してきた成果といえる。

このように日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重及び恒久平和主義の基本原則に基づくものである。

2 しかしながら、近時、上記日本国憲法の基本原則の実現に逆行するような状況が生じている。

すなわち、国民主権の実現には、個人の政治的自由の保障が必要不可欠であるところ、2014年(平成26年)に施行された特定秘密の保護に関する法律は、国民の国政に関する重要な情報への接近を困難にするもので、国民の知る権利を害し、政治的自由の保障を空洞化して、ひいては国民主権の実現を妨げうるものである。

また、本年6月の国会において、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する

法律等の一部を改正する法律が成立したことで、広く「共謀罪」が制定されて監視社会が招来され、国民のプライバシーの権利が害されるだけでなく、萎縮効果の下、思想良心の自由、表現の自由といった精神的自由が広範に害される危険が高い。

さらには、近時、憲法を改正して緊急事態条項の創設を目指す動きもあるが、かかる条項が制定されると、明治憲法下におけるのと同様に、緊急事態の名の下に基本的人権が侵害される危険が存在する。

そして、国民的反対運動が起きていたにもかかわらず、2015年（平成27年）9月、国会において採決を強行することによって成立し、2016年（平成28年）3月に施行された、いわゆる「平和安全法制」においては、集団的自衛権の行使が容認されたほか、後方支援、他国の武器等防護、PKOにおける駆け付け警護といった自衛隊の任務の大幅な拡大が認められた。かかる「平和安全法制」に基づく新任務を付与された自衛隊の派遣は、近時、着々と実行され、同年11月には、南スーダンに派遣されているPKO部隊に「駆け付け警護」、「宿営地の共同防護」の新任務が付与された。また、本年5月には、自衛隊法95条の2に基づき、海上自衛隊による「米艦防護」任務が実施された。

これらの「平和安全法制」に基づく新任務の無制約な行使は、武力による威嚇、武力の行使に転じる危険があり、恒久平和主義の実現を阻害するおそれを有する。

- 3 これまで述べてきた日本国憲法の基本原理を実現するためには、立憲主義の堅持、すなわち憲法により国家権力を制限し、人権の保障をはかるという考え方を徹底することが不可欠である。

よって、当会は、市民とともにある法律専門家団体として、改めて立憲主義を堅持することをここに確認し、憲法の基本原理を実現すべく、不断の努力を今後ともよりいっそう重ねていく決意である。

以 上